

令和3年 第2回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和3年2月26日（金）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール2階 2-2会議室
3. 出席委員 10名
会 長 7番 縣 次 男
副 会 長 1番 坂 本 成 一

委 員 3番 高 田 英
4番 大 野 重 利
5番 江 藤 国 子
6番 式 田 信 一
8番 佐 藤 孝 雄
9番 佐 藤 一 富
10番 麻 生 秀 昭
11番 佐 藤 富 雄
4. 欠席委員 2番 竹 内 正 敏
5. 議事参与が制限された委員数 2名
6. 議事日程
（1）出席確認
（2）会長挨拶
（3）議 事
① 農地法第3条の規定による許可取消の報告について
② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
③ 農地法第4条の規定による許可申請について
④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
⑤ 非農地証明の発行について
⑥ 空き家に付随した農地の指定について
⑦ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
⑧ 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）
⑨ 下限面積（別段の面積）の設定について
⑩ その他

（4）その他
7. 出席職員
農業委員会事務局職員
事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一
8. 会議の概要
事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和3年第2回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員
異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。次に、会議録署名人の1名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号4番 大野 重利委員さんをお願いしたいと思います。宜しくをお願いします。次に、採決についてお諮りします。これから、採決します日程第1から第10までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員
異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくをお願いします。

日程 第1 「農地法第3条の規定による許可取消の報告について」
(議案第1号 1件)

議長

続きまして、日程第1 農地法第3条の規定による許可取消の報告について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法農地法第3条の規定による許可取消の報告について、議案朗読説明。

議長

議案1号につきましては、皆さんに報告という事で承して頂きたいと思えます。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第2～4号 3件)

議長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3

件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案2号ですが、議席番号3番 高田 英委員さんが農業委員会会議規則第12条議事参与制限を受け退席を致します。

(3番 高田 英 委員 退席)

議案2号について、議席番号1番 坂本 成一委員より説明をお願いします。

1番 坂本 成一 委員

これについては親子間の贈与で、生前贈与で後継者の息子に渡すということでありますので、よろしくをお願いします。

議長

議案2号につきまして、質疑があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案2号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

高田委員さん、お入りください。

(3番 高田 英 委員 入室)

高田委員さんに報告します。全員一致で承認となりました。

3番 高田 英 委員

ありがとうございました。

議長

続きまして議案3号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員

議案3号についてですが、渡人と受人は家が近所で農地も近くということで、渡人から受人に対してもう農地を買ってくれないかという話があったということです。

よろしくをお願いします。

議長

それでは、この議案3号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案3号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案4号ですが、議席番号6番 式田 信一委員より説明をお願いします。

6番 式田 信一 委員

それでは議案4号を説明いたします。

受人は皆さんご存知かと思えますけど役場の近くで不動産業をやっております。渡人はもうこちらにいらなくて農業をできないということです。

今回受人が何で買うことになったかという、入り口が宅地になっていてそこを受人がもう買っているらしいんです。その奥にこの田があって他に進入路がないということ。

なんかブルーベリーを植えるように言っておりました。

以上であります。審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、この議案2号につきまして、質問があればお願い致します。

(9番 佐藤 一富委員より挙手有り。)

佐藤一富委員さんどうぞ。

9番 佐藤 一富 委員

不動産会社の人と聞いたけど、この不動産屋が先日挾間町の小野に貸倉庫を作りますよという申請があったわな。そこが、ちょっとの間だけ倉庫みたいなのは置いていたけど、もう宅地で別の人に売ってしまっている。

ここはブルーベリーを植えるとかいうけど、ここは他にも何件も問題を起こしている。土地家屋調査士を入れないで土地を売買するもんだから境界もはっきりしないまま新しい人が買ってトラブルになったりしてる。この前も立ち合いをしたりしたんだけれども。他にも水路を勝手に工事したりされたこともある。

そんなところだから、本当にブルーベリーを植えるのかどうか、近隣に迷惑をかけるかどうかを確認取った方がいいんじゃないか。

事 務 局

その貸倉庫の土地が既に宅地になっているというのは事務局も情報として聞いていて、その件についてはこの会社の案件をいつも持ってくる行政書士にちょっと釘は刺しています。あれはあんまりでしょというのは言っています。

最近、このようなとりあえず雑種地とかとりあえず駐車場とかそういうものにしておいて、短期間で違うものにするっていう例が散見されるので、うちとしてそういう案件については審査上もっと厳しく見て気を付けていこうかなと思っています。

まあ、今回の申請地についてはあくまでも3条申請なので、もしこれを宅地とかにするのだとしたら転用の申請が必要なので、先日の倉庫のところとはちょっと話が違って来るんですけど。

3条で買った農地は、数年間は耕作するという話じゃないとおかしいので、ここを何か月後とかに宅地にしたいという申請が出てきたときにはそれは話が違うでしょうと言う指導をすることにはなると思います。

6番 式田 信一 委員

先日その行政書士さんと会った時に、そういう話も聞いているんであまり難しい問題は持ってくるなと釘を刺しておきましたので。

(3番 高田 英委員より挙手有り。)

議 長

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

経営面積が12,852㎡となっていますが、ここの中に耕作放棄地はないんですか？ちゃんと耕作しているのでしょうか。そこがポイントだと思うんですけど。

議 長

受人は実際お米とか野菜とか作っているんですか？

事 務 局

自分では実質作っていません。以前農業していたから自分名義の土地は持っています。ただ、近くの人に貸したりしています。だから管理はされている。

3番 高田 英 委員

この人は過去に土地を太陽光にしたりした経緯とかある中で、やっぱりこの3条の時に土地を持たせるか持たせないかで、後々転用が出たときには受けざるを得ない状況が発生していると思うんですが、今ちゃんと3条の適合者として耕作をされていてちゃんとしているのかどうかというのがポイントではないかと思うんですが。それがちゃんとしているのかどうか。

事 務 局

自己管理はしていない。自己管理っていうのが、地域の中山間とかの管理をお願いしているみたい。

3番 高田 英 委員

まあその状況によってそうしているのはわかる。けど、ちゃんと全部やっているのかっていうことを聞いている。

この人にほったらかしているところがあって耕作放棄地がある状況の中では、これがいいということにならないんじゃないかって。

10番 麻生 秀昭 委員

もう一回ちょっと調べてみればいいのでは。こういう話はこれから増えてくると思うし。

事 務 局

その審査をするようになると、個人で3町歩も4町歩も持っている人がもし山際とかで荒れてる農地を持っていたら、他の土地を買おうとしたときに、あなたはあの土地が

荒れているから買えませんっていう審査を今後はしないとイケなくなる。だからいろいろ難しくなるんじゃないかなって思う。一部が山林化してる農地とかを、そこも併せて買ったりすることもあると思うんです。そこを買おうとしたときに、あそこは荒れてるから買えないじゃないかとかそういう難しい事案が発生してくると・・・。

3番 高田 英 委員

いや、局長。局長が言っているのはおかしいよ。
農地を買う場合は農地として管理するのが大前提で・・・。

事 務 局

いやいや、わかるけれども、実際ね・・・。

3番 高田 英 委員

いやいや、実際とかじゃなくて・・・。

事 務 局

いや、わかります。委員さんの言うのもわかるけど、実際にそういうことになったときには一切3条では許可できませんという話をしてもいいのなら、それはここで諮ってそこまで調べてやるだけなんです。

10番 麻生 秀昭 委員

まあ、実態がどうなのかは知っておいた方がいいわな。

事 務 局

それはわかります。特にこの会社がらみの案件は先ほど一富委員さんが言ったようにちょっといろいろあるというのはわかってますけども。

高田さんが言うのは、全て所有農地を調べて一部でも耕作放棄地があれば許可するなっていう話でしょ？

3番 高田 英 委員

基本的にはね。

事 務 局

基本的にはじゃなくて、絶対するなやって話ですよ。

3番 高田 英 委員

本当はそうですよ。法律から言ったらそうなる。

事 務 局

だからそれを諮れということですよ。

3番 高田 英 委員

だから、そんな山際だとかどうこうじゃなくて、ちゃんとした農地もほったらかしにしているんじゃないかというのを私は聞いているんですよ。

あなたは極端な意見を出してこうだったらこうだって言っているだけで、ちゃんとその状況は調べたんでしょうかっていう話。

事 務 局

だから、ある程度といったら悪いけど、地元になんて管理している農地があることは私も知っている。

受人がこの1町5反歩全部を荒らしているとかいうことはないです。農地として貸したり管理してもらってたりすることは知っています。

決してこの受人を推しているわけではありません。ただ、所有農地の中にちょっとでも耕作放棄地があるなら許可するなっていうならちょっと難しくなるのかなっていうのを言いたいだけであって。

10番 麻生 秀昭 委員

だから、実情を知っていれば周りからこういう苦情が出ているという話ができるんじゃないのかな。そうすればちゃんとしてくださっていいことも言えるから。

だから、実態を知っていればいんじゃないでしょうか。ちゃんと自分たちの目で。そこはまあ、大変でしょうけれど。

事務局

すべての申請者というのは難しいかもしれませんが、特定の人とかについてはよく注意した方がいいということならわかりますが・・・。

10番 麻生 秀昭 委員

やっぱり、そういういろんなところで周りから少しずつ苦情が出るとかあると思うので、ちゃんと把握しておいた方がいいのかなという気がしたので

事務局

まあ、この方は特別だと思うので・・・。

事務局の方もチェックしながら注意して、今回3条だからということじゃなくて、4条や5条についてもこの方はいろんなことをするので、一応注意していきたいとは思っています。

うまく答えにはならないんですが・・・。

9番 佐藤 一富 委員

別に隅をつついていないんじゃない。

注意できる場所は注意できる範囲内でやっておいてくれないかということで。

まあ、ここはあんまりやり方がおかしいんじゃないかなって思うけど。

議長

今度申請が出たときは他のところも見て回った方がいいかもしれませんね。

9番 佐藤 一富 委員

申請地は荒れてる？

事務局

荒れてはないです。耕作はしてないけど復旧可能なぐらい。

3番 高田 英 委員

役場の近く？

事務局

役場のすぐ裏のそこ。旧道側ですね。

6番 式田 信一 委員
農地の手前の宅地になっているところも家はもうないんです。

事務局
ああ、崩してるんですね。

6番 式田 信一 委員
ええ、家はありません。

1番 坂本 成一 委員
このブルーベリーは本人が植えて栽培するわけ？

議長
ブルーベリーの苗をいっぱい作ってるわな。

3番 高田 英 委員
これは本人の名前で申請している以上本人がしないとおかしい話になる。
最初から他人にさせるとい話にはならない。

議長
あの苗はどうするのかと前に聞いたら、今度植えるんだって言ってましたね。

事務局
まあその、注意した方がいいという意見を出してもらったら、そういう意見が出たのでということで事務局としても把握しておきますので。

議長
ほかにご質問ないでしょうか。
(ありません。)
この議案4号案件、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」
(議案第5号～6号 2件)

議長
続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、2件あります。
事務局より説明をお願いします。

事務局
日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議長
それでは議案5号について、議席番号8番 佐藤 孝雄委員さんより説明をお願いします。

8番 佐藤 孝雄 委員

議案5号の場所ですが、地図の方を見ていただきたいと思います。

4ページがわかりやすいかと思いますが、申請者が共有のため二人いますがこれは家の持ち主の娘さんになります。お父さんが最近施設に入ったということで、この二人はもうお嫁に行っていて、宅地を売りたいということで調べたら家を建てたときに庭が農地のままだったということで、始末書を付けて地目変更したいということです。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、この議案5号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案6号ですが、議席番号10番 麻生 秀昭委員さんより説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

では、資料の7ページ、8ページを見ていただきたいのですが、場所は小野屋に向かっていくと左側に隼寿司さんがあるのをご存知だと思いますが、あの手前のところを左に入り込んでいくと渡人の家とかがあるんですけど、その中にある倉庫です。

始末書を見ると平成11年6月に倉庫を建てたということで、今もう立派な倉庫が建っていて、手続きを知らずに建ててしまったのでということです。

この前の道路も以前の農業委員会で追認の申請が出た記憶があります。同じところでまだまだ残っていたということでありますので、既に出来上がっていて元に戻すというのも難しいようなところなんです。なので、今後はこういう事のないように気を付けてちゃんとした手続きを取ってもらうという条件を付けていただいて、承認していただけないかなと思います。

以上です。

議 長

それでは、この議案6号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第7号～9号 3件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは議案7号について、議席番号3番 高田 英委員さんより説明をお願いします。

3番 高田 英 委員

資料の11ページをご覧ください。

場所は湯布院の高速のICの南東側にあります。湯布院町川北の、俗にいう下石武という所です。

渡人のお孫さんが受人で、お孫さんへ土地を譲ってお孫さんが一般住宅を建てるという案件です。現地を確認しましたが、排水については市の法定外公共物の許可までとってあり問題はないと思います。

ちょっと気づいたのですが資料の土地利用計画平面図の川があるところの雨水污水合併処理後とあるところですが、これは雑排水污水合併処理後に雨水と一緒にになって排水先がどうこうじゃないんですかね？雨水を合併処理しないので。今見てたら気づいたんで、これは修正させた方がいいと思います。以上でございます。特に問題ないと思います。

議 長

それでは、この議案7号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案8号について、議席番号1番 坂本 成一委員さんより説明をお願いします。

1番 坂本 成一 委員

議案8号を説明します。

これは地図を見てもらうとわかると思いますが、庄内の韓国苑のちょっと向こうにスマイル広場というのが出来ていますが、その駐車場をもっと拡大したいということで渡人と交渉していた話がまとまったみたいです。

大型のバスとかも入れるようにしたいというのが以前からの希望だったとのことで、特に問題ないと思います。

よろしくをお願いします。

議 長

それでは、この議案8号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案9号について、議席番号6番 式田 信一委員さんより説明をお願いします。

6番 式田 信一 委員

それでは議案9号を説明します。

渡人はお父さんが亡くなって最近名義変更をしたそうです。受人も最近お父さんから畜産業を受け継いで経営している方です。

ここは最初には農業用倉庫が建ってたらしいんですが、畜産業が好調になってきて畜産を規模拡大するということで、受人のお父さんが渡人のお父さんの土地を使わせてもらって畜舎を建てたとのことなんです。

その時に私もお父さんと話をして、農振の問題とか少し話をしたことがあるんですけど、その時にはわかったわかったというような感じだったんですが、今になってそこら辺の手続きができてなかったということで名義変更も一緒に始末書付けて申請するということでもあります。

審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、この議案9号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第5 「非農地証明の発行について」

(議案10号～11号 2件)

議 長

日程第5 非農地証明の発行について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

では議案10号からですが、ご質問のある方よろしくをお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、非農地証明の発行を決定致します。

続いて議案11号について、ご質問のある方よろしく申し上げます。

(9番 佐藤 一富委員より挙手有り。)

佐藤一富委員さんどうぞ。

9番 佐藤 一富 委員

写真に廃棄物みたいなのが写っているけどこれはどうなの？

3番 高田 英 委員

不法投棄ですか。

事務局

ゴミが散らかっていたので、そこは環境課に通報はしていますので、環境課から指導なり対応してもらう予定です。

議長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、非農地証明の発行を決定致します。

■日程 第6 「空き家に付随した農地の指定について」

(議案12号 1件)

議長

日程第6 空き家に付随した農地の指定について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第6 空き家に付随した農地の指定について、議案朗読説明

議長

議案12号について、質問があればお願い致します。

(3番 高田 英委員より挙手有り。)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

資料の写真を見ると耕作はしていないようですが、耕作できるような状況でしょう

か？

事務局

見た目は藪なんですけど、復旧不可能なところまでは荒れていないという感じです。遊休農地というか、草刈をして耕起することは可能かなと思います。

3番 高田 英 委員

わかりました。

議長

ほかに質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、この案件 指定しても良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この空き家の付随農地として指定する事に致します。

■日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第13～27号 15件)

議長

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）15件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議長

では議案13号から20号までは継続の案件ですので一括して審議します。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案13号から20号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案21号については新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案21号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案22号については新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案22号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案23号については新規の案件です。質問があればお願い致します。

(3番 高田 英委員より挙手有り。)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

借り人のところに基本構想水準到達者とありますが、これはどういうのですか？

事 務 局

市が作っている基本構想というものがあまして、その中に水準というかこういう経営であれば農業所得がいくら以上というものがあります。それに到達している人ということです。

多くは元認定農業者で、後継者に譲ったりして認定農業者から外れた人が多いんですけど、その水準は保っているということです。

3番 高田 英 委員

ここに書いているということは何かメリットがあるんですか？

事 務 局

メリットはないんですけど、担い手として扱えるので由布市の農地集積の実績に入れられるというのがあります。

3番 高田 英 委員

わかりました。

あとちょっと心配なのが、新規で20年間となっていますが20年間も大丈夫なんですかね？

議 長

ここは後継者がいるからなあ。

11番 佐藤 富雄 委員

後継者がいますね。

1番 坂本 成一 委員

それでも、本人が20年契約で出すのはおかしいのでは？

11番 佐藤 富雄 委員

代が変わってから息子さんが出すならわかるけどな。

この人が20年経ったら何歳になる？

議 長

93歳ですね。

3番 高田 英 委員
これ間違いじゃないんですね？

事 務 局
間違いじゃないです。本人が書いてますので。

議 長
ほかにご質問はないでしょうか？
(ありません。)
それでは、議案23号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きます、議案24号ですが、この案件は私が(7番 縣 次男委員) 農業委員会
会議規則第12条議事参与制限を受け退席しますので、副会長の坂本委員に議事進行
をお願い致します。

(2番 縣 次男委員 退室)

副 会 長
議案24号については、縣会長が農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受
けますので、退席致しました。

議案24号については新規の案件です。質問があればお願い致します。
ご質問はないでしょうか？
(ありません。)
それでは、議案24号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

それでは、縣会長入ってください。

(2番 縣 次男委員 入室)

副 議 長
議案24号につきましては承認されましたので、報告致します。

2番 縣 次男 委員
ありがとうございました。

議 長
続きます、議案25号については新規の案件です。質問があればお願い致します。
ご質問はないでしょうか？
(ありません。)
それでは、議案25号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案26号については新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案26号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案27号については新規の案件です。質問があればお願い致します。

(5番 江藤 国子委員より挙手有り。)

江藤委員さんどうぞ。

5番 江藤 国子 委員

この場所は昔大葉園をやっていたハウスのところですか？

議 長

場所はどこかな…。

ハウスを借りてトマトを作るんでしょ？

5番 江藤 国子 委員

あ、トマトを作るの？

議 長

そう言っていましたね。

3番 高田 英 委員

あのハウスはもうボロボロではないですか？

5番 江藤 国子 委員

今はきれいにしてる。

借り人は新規就農者でまだ経験が浅いから、こんなに高い借り賃でいきなり借りて大丈夫かなと思って。

議 長

15万って高いなあ。

事務局

こないだから湯布院は高いなあ。

5番 江藤 国子 委員

この前からなんか高いですよ。

4番 大野 重利 委員

この前は60万とかいうのもあったわな。

5番 江藤 国子 委員

まあ、本人が頑張るっていうなら別にいいんですけど。

議 長

他に質問はないでしょうか？

(9番 佐藤 一富委員より挙手有り。)

佐藤委員さんどうぞ。

9番 佐藤 一富 委員

この人は認定農業者って書いてあるけど、新規でしょ？それだったら心配にもなるわな。

新規就農、新規就農というけど、こういう施設を借りる人はどこかで2～3年ぐらい勉強に行ってきたという実績があるんですか？

議 長

この子は前から農業をやっていて、自分のところの田んぼがかなりあるんです。

それでハウスで作りたいということで貸し人のところに行ったそうです。貸し人が昔大葉の栽培をしていたけどもうやめてハウスが空いてるからということでこういう契約になったそうです。

借り人は前に土地の名義を祖父から変えるために農業委員会に何回か相談に来てたりしてなかなか頑張り屋さんの息子さんです。

9番 佐藤 一富 委員

ああ、地元の人なの。

それならこの新規っていうのはおかしいんじゃないの？

事 務 局

新規就農者っていうのは今回0から始める人というわけではなくて、認定農業者みたいな枠組みで認定新規就農者というのがあるんです。意味合い的には若手という意味合いとだいぶ近いと思うんですけど。

この借り人は今の時点で就農して若干農業やっていて、規模拡大でこの申請が出てきてるという認識でいいと思います。

9番 佐藤 一富 委員

まあ、この人はそういう子供のころから農業にかかわってきているなら大丈夫かと思うけど、私が気になるのは本当の新規就農者の場合。

議 長

今回の対象のハウスはたしかガラスハウスかな？あら？ちがったかな？まあ、きちんとした大きなハウスです、普通のビニールハウスと違って。

事 務 局

新規就農者って言ってもいろいろあって、親元就農とか言って県が年間150万円

ぐらい補助して、他の施設で3年ぐらい働いて経験を積んでから就農するという制度があります。

そういう制度があるという意味では新規就農は恵まれているという点もあります。

議 長

他に質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案27号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第8「農用地利用集積計画の決定について（一括方式）」

(議案第28号 1件)

議 長

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）、議案朗読説明。

議 長

それでは議案28号の案件、質問があればお願いいたします。

(9番 佐藤 一富委員より挙手有り。)

佐藤委員さんどうぞ。

9番 佐藤 一富 委員

この借りる農業法人ってどんな会社？

1番 坂本 成一 委員

個人でやっている。一匹狼みたいな人ですね。

9番 佐藤 一富 委員

個人？株式会社ってなっているけど。

1番 坂本 成一 委員

株式会社は誰でも作れるから、会社の形が株式会社っていうこと。

事 務 局

この法人の代表者さんが元々農業をしていたんですが、最近法人化してこういう形でやるようになって、地域の遊休農地を引き受けたりしてやっているという感じです。

10番 麻生 秀昭 委員

どのあたりになるの？

1 番 坂本 成一 委員

久保。久保のバス停の近くの人の家と田を買い取って入ってる。それで今どんどん規模を拡大している。

10 番 麻生 秀昭 委員

お米を作るの？

1 番 坂本 成一 委員

たぶんそう、お米だと思う。

兄弟で、弟さんを熊本からこっちに呼んで一緒に経営してるというようなことを聞いた。

議 長

それでは

他にご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案 28 号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第9「農用地利用集積計画の決定について（一括方式）（一部変更）」

(議案第29～31号 3件)

議 長

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について(一括方式)(一部変更)3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について(一括方式)(一部変更)、議案朗読説明。

この3つの議案についてなのですが、過去の議案で中間管理機構から指摘されて訂正をしないといけない分となっております。

ですので、29号～31号については過去に審議してもらった議案の修正ということで載せております。

議 長

それでは議案29号から31号の案件、質問があればお願いいたします。

(3番 高田 英委員より挙手有り。)

高田委員さんどうぞ。

3 番 高田 英 委員

31号は極端に面積が小さいんですけど、訂正の中でこのようになったということですか？

事務局

すみません、それぞれの修正内容について説明します。

議案29号については、貸し手の氏名の修正があったためです。

議案30号については、貸付期間が令和2年11月1日からだったのが令和2年10月1日からに変更になったためです。

議案31号については、面積が修正前は7㎡だったんですけど、中間管理機構の指摘で6.75㎡に訂正をすることになりました。

3番 高田 英 委員

私が言いたかったのは、この小さな土地1筆だけを機構を通す必要があるのかなっていうことで。いっぱいある中で漏れてたからとかいう話なら分かるんですが。

事 務 局

それぞれの案件の貸し借りとしてはもっといっぱい土地がずらっとあるんです。その中の1筆ということです。全部乗せると何枚にもなってしまいうんで。修正があったところだけです。

議 長

他にご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、3件の議案につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第10 「下限面積（別段の面積）の設定について」

(議案32号 1件)

議 長

日程 第10 下限面積（別段の面積）の設定について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第10 下限面積（別段の面積）の設定について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案32号について、ご質問がある方はお願いします。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

以前、確か去年ですけど、50aという確定した面積が出てきたときに、他市町村の下限面積を調べた結果かなり下げているところが多いんです。それを一回見直すべきではないかっていう意見を農業委員会の中で出したんですが、事務局としてそういうことを検討されたのかどうかお聞きします。

事 務 局

話はしております、資料の理由にあるように50a設定の理由としては農林業センサスの数値をもとに考えてます。これが次に2020農林業センサスがあるというか今年実施されたんですがまだ統計の結果が出ていませんので、その結果によっては下限面積を下げることも検討することになると思います。

1番 坂本 成一 委員

だけど、50a以下に落とした時に、はたして経営が成り立つかどうか。

3番 高田 英 委員

現状超が付く高齢化、また超少子化の中で、なかなかその農地自体を耕作することができない、管理することさえも非常に厳しいという人が多いんですよ。タダでもいいから貰ってくれないか管理してくるだけありがたいという人が多いし、逆に新たに農業をやりたいという方も多いと思うんですけど。

他市町村の状態を調べました。大分市の野津原は40aです。その他の地域は30aですね。別府市も40aです。別府市は大体街ですからね。日出町は30a。杵築、国東、宇佐が50aのままです。豊後高田市においては旧高田町が50a、香々地と真玉は30aということです。中津市については旧耶馬溪、本耶馬溪、山国は30a。日田は25aです。

あとは、由布市に近い九重町が30a。玖珠町が40aです。竹田市も40aで、竹田では農振外農用地は10aあればよいと設定されています。豊後大野市が40a。

これを大体見たときに、かなり下げているところが多いんですよ。そうすることによって農業をしやすくなることもあるんじゃないかと私は思うんですけど。どうでしょうか。

事務局

1つは、昨年2020農林業センサスが行われていますが実際まだ結果が公表されていません。この結果が出次第にまた検討をしまして、農業委員会としては湯布院・庄内・挾間という旧町で合併したんですがそれぞれの地域性が違いますので、地域ごとに下限面積を出したらどうかという意見も出てますので、そこら辺を検討してまた協議してかけたいと思っています。

ただ、あまり下限面積を下げすぎると、悪質な業者とかがいて、とりあえず農地として買って置いて荒らして地目変更するというような人もいますので、そこらへんも踏まえて考えたいと思います。ここで一気に20a、30aに下げますっていうのも難しいので。

3町ごとに開発とかの状況もやっぱり違ってきていますので、合併したから統一するというのはなかなか難しいと思います。なので、そこら辺をいろいろ考慮しながら、意見を聞きながら下限面積を調節したいということで、今日はそのような回答で。

3番 高田 英 委員

わかりました、いいです。

私はもう2回言いましたから。よろしくお願いします。

1番 坂本 成一 委員

昨日ね、私の友達が土地家屋調査士していてちょうどうちに来て話をしてたんだけど、空き家の前に3反ぐらいの土地があって、それを空き家に付けて買えないかって言われたんです。じゃあ空き家と土地は同じ名義人ですかって聞いたら違うと。由布市は下限面積が50aかなって言うからそうだと行ってそれでは駄目だって言ったんだけど。

道挟んだ向かいの土地買って何するのかって聞いたら、5年ぐらい農業してそのあとは宅地にして売りたいと。

だからね、うかつに下限面積を下げるとうこういう悪質な人が出てくると思うんです、本当に。

3番 高田 英 委員

それは、普通の会社は農地所有適格法人じゃないから農地を買うことはできないと思う
んですよ。

1番 坂本 成一 委員

株式会社でも持とうと思えば持てる。

3番 高田 英 委員

それをするためには農地所有適格法人であるかという認定を受けないといけないんです
けど、その要件が普通の一般の会社で満たせるかって言ったらほとんど無理なんです。農
業をやるために作った会社ならわからないけど。

だから、なんでんかんでん会社が来て3反にしたら買い漁られるということにはならな
い。

事 務 局

ただ、今の話のように下限面積を30aとかに下げたら誰でも農地を持ちやすくなるから、
極端な話だと土建業の社長とかが30aだけ買ってそれを5年・10年先に農地以外にする
というようなことも考えられるということなので、下げた方が農地を持ちやすいというの
はあるけれども悪質も増えるという危険性もありますので、慎重に考えたいと思ってお
ります。

議 長

じゃあ、下限面積の件については次回ということですね。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。
審議、お疲れ様でした。